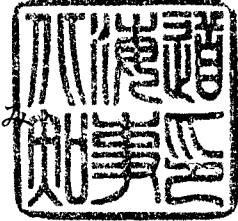


法人第 828号
平成25年6月11日

公益財団法人北海道生涯学習協会
会長 宇田川 洋 様

北海道知事 高 橋 はるみ



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成25年6月11日 から 平成30年6月10日 まで